

令和6年度 商店街等活性化促進事業費補助金の 募集を開始します！

(旧商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金)

地域コミュニティの核として重要な役割を果たしている商店街の「稼ぐ力」の回復により商店街の活性化を図ることを目的として、商店街団体等が実施する商品券発行事業を支援しますので、是非、御活用ください。

昨年度も、多くの商店街団体等が初めて商品券事業を実施しました。



■補助金を活用した商店街の声



プレミアム商品券によって
新規顧客やリピーターが
確保できた!



初めてプレミアム商品券を
発行したところ、
顧客・会員の双方から
大変好評で、次回も是非
発行したい!



プレミアム商品券が
きっかけで商店街に
来てくれるようになり、
大きな売上増に
つながった!

■補助内容の詳細①

補助額の上限

1商店街当たり

200万円^{※1} 又は 100万円^{※2}

※1 正会員数が41以上(令和6年4月1日時点) ※2 正会員数が40以下(令和6年4月1日時点)

複数の商店街団体等が
連携して実施する場合

最大 500万円

補助率

補助対象経費の

1/2以内^{※3} 又は 2/3以内^{※4}

※3 正会員数が41以上(令和6年4月1日時点)

※4 正会員数が40以下(令和6年4月1日時点)の団体又はこれが含まれる
複数の団体で連携実施する場合

補助対象経費

- 商品券の割増し(プレミアム)分
- 商品券の券面の発券に係る印刷費
- 商品券発行事業の周知に係る
広告宣伝費^{※5}

※5 チラシ、ポスター、新聞折込、地域紙の掲載に係る
経費に限る。

裏面もご覧ください→



■補助内容の詳細②

補助対象者

商店街団体 等

(例)〇〇商店会、〇〇商店街連合会、〇〇商店街振興組合、〇〇実行委員会 等



■主な補助要件

- ・令和6年4月1日時点で、規約・会則等により代表者の定めがある組織で構成されており、かつ3か月以上の活動実績があること
- ・商店街の歩行者通行量、売上高及び地域住民の満足度等の事業実施効果が継続して見込まれること
- ・本商品券事業を契機に「商店街の活性化」につなげる「工夫、取組」を補助事業終了後も継続して行うこと

その他、詳細については、募集要領等によりご確認ください。

■申請期限

令和6年12月6日(金) ※消印有効

※受付は先着順となります。

※予算額に達した時点で募集を終了します。

募集要領・申請様式などは県ホームページに掲載しています。→



神奈川 商店街 商品券

検索

■注意事項

- ・1回の実施分のみ、補助対象となります。
- ・商品券の券面の有効期間は最長3か月(最遅の有効期限は令和7年2月14日(金))の範囲内で設定してください。
- ・申請書類は書面にて先着順で受け付けます。同日(持参の場合は持参日、郵送の場合は消印日)に複数の申請があり、予算額に達した場合には、その複数の申請において、交付申請額を調整させていただきます場合があります。

ご不明な点がございましたら、下記連絡先まで、お気軽にお問合せください。

「どのように事業を進めるべきかわからない」など、実施方法等のご相談も受け付けています。

また、ご要望に応じて、訪問による説明も行いますので、ご連絡ください。



神奈川県

神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課商業まちづくりグループ
〒231-8588 神奈川県横浜市日本大通1 電話:(045)210-5612(直通)

